

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造については、令和2年国勢調査によると、年少人口の割合は調査開始以来過去最低の13.0%、老年人口は過去最高の30.3%となっており、少子高齢化の進行が顕在化している。昭和40年から増加傾向で推移してきた人口は、平成17年をピークに減少傾向に転じ、令和7年3月末日時点において6万人を下回っており、今後も人口の減少と少子高齢化は、確実に進行するものと見込まれる。

本市の産業構造については、経済活動別市内総生産によると、卸売・小売業、サービス業などの三次産業が全体の6割以上を占め、市内の産業の中心となっているほか、製造業や建設業などの二次産業が残りの約3割を占めており、市内の産業を支える大きな役割を担っている。

現在、原材料価格の高騰や、エネルギー価格の上昇などにより、市内の中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。さらに、労働人口の減少等による人手不足や後継者不足に直面しており、中小企業者が人材を確保することが困難となり、企業活動に著しく影響を与えている。

そのため、先端設備等の導入により、生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築することが重要である。また、企業活動を活発化させ、従業員一人当たりの生産性の向上を図ることで、若い世代の人材をはじめとする、幅広い人材を惹きつけ、働きたい・引き継ぎたいと思えるような企業とすることが、主要な業種に限らず全ての業種において重要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の成長投資を促進して、生産、流通等の経済活動はもとより、地域の経済と雇用を支える中小企業の活性化による地域経済のさらなる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業、不動産業、卸売・小売業等と多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えており、広く事業者の生産性

向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業圏域は、8つの工業団地を中心に全域にわたる。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業、不動産業、卸売・小売業等と多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、業種を問わず広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、生産プロセスの改善、新商品・新サービスの開発、業務効率化のためのIT導入など多岐にわたる。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月19日～ 令和9年6月18日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。
- ② 健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。
- ③ 納税の円滑化及び公平性に配慮するため、市税の滞納がある場合には、先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。